

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会2	<p>■【質問1】について</p> <p>>「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができず、そのことを確認できる議事録はございません。</p> <p>これは「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。</p> <p>これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。</p> <p>つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。</p> <p>■【質問2】について</p> <p>回答は「報告」「意見を聴取」のみで、「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例」ではありません。</p> <p>ここでも地域自立支援協議会は実績がありません。</p> <p>■【質問3】について</p> <p>「市民の声」で指摘した内容についてのご回答は、こちらの指摘内容とは異なる箇所の修正が中心であり、過去の指摘を正確に把握され</p>	<p>【質問1】について</p> <p>現行計画である、「吹田市障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児福祉計画)」策定時には、地域自立支援協議会の委員の皆様から書面でいただいたご意見を、計画策定機関である障がい者施策推進専門分科会に資料として報告しております。</p> <p>資料につきましては、こちらの資料2-1, 2-2になりますので、下記URLをご参照願います。</p> <p>【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1019003/1019363/1035203/1030104.html</p> <p>また、下記市ホームページ掲載の議事要旨にもあるとおり、専門分科会で当該資料について説明させていただき、それも踏まえて計画についての検討を進めてまいりました。</p> <p>【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/104/giziyoushi.pdf</p> <p>今回は、「地域自立支援協議会から書面でご意見をいただき、それを専門分科会で説明する」というプロセスであったため、前回のご質問に対し、「全体会議として検討した課題を基に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができず、この回答をさせていただきます。</p> <p>本来であれば、全体会議の場で検討し、それを専門分科会に報告し、</p>	障がい福祉室	R7.7.18	R7.8.1

令和7年度(2025年度)市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
	<p>ていないものと推察されます。 【質問1】【質問2】と比べれば影響は小さいものですが、議事録の修正方法には重大な問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正箇所が明示されていない ・更新日付の記載がない <p>これは、行政文書管理の観点から見ても不適切であり、結果として修正前の議事録と修正後の議事録が同名で並存する事態となっています。 このような対応は、市民にとって情報の信頼性を損なう行為であり、行政における透明性確保の観点から見ても問題です。 当事者会でも市職員の事務手続きミスが多々ありましたが、未だに改善されていません。これでは会議を正しく運営するのは無理です。</p>	<p>検討した内容を計画に反映するというプロセスを経ることが望ましいですが、前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えています。 今年度から来年度にかけて、次期計画の策定を進めてまいります。その中では、個別の委員意見ではなく、地域自立支援協議会として検討を重ねた課題を専門分科会にお伝えすることができるよう、両会議体の連携について、それぞれの会議体の長も含めて検討を重ねていくところです。 これまで、地域自立支援協議会の意見をお聞きはしておりましたが、会議の中での検討という形のプロセスを経て計画策定ができるよう、試行錯誤を重ねながら取り組んでおります。 次期計画ではよりよい計画策定となるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>【質問2】について 本市で実施予定の障がい施策に関して、地域自立支援協議会全体会議委員に報告し、意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。</p> <p>【質問3】について 〇〇様のご指摘を踏まえ、市ホームページ掲載の地域自立支援協議会当事者会の令和4年度(2022年度)4月定例会及び5月定例会の議事録(要旨)のファイル名を「令和4年●月定例会(令和7年7月31日修正版)」に変更しました。 また、議事録の各ページの右上部に「令和7年7月31日修正版 下線部分を加筆修正しております」の文言を追記するとともに、加筆修正させていただいた箇所を下線でお示ししております。</p> <p>資料につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016839.html</p>				
2	〇〇の前の路上駐車について	<p>〇〇の前を通りかかる際、店舗利用客と思われる車両による路上駐車が頻繁に見受けられます。 同店は交差点に面しており、入口の前の路上駐車は「交差点から5メートル以内は駐停車禁止」とされている道路交通法に反している可能性がある状況です。 また、この道路は下り坂となっており、通行車両にとって大変危険な状態だと感じています。 店舗への指導や現地での見回り、警察との情報共有等をしていただけないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の〇〇前道路の路上駐車につきましては、道路交通規制を所管する吹田警察署に情報提供を行い、また当該店舗に対しても改善策を講じるよう求めてまいります。 この度は貴重なご意見をいただきまことにありがとうございます。</p>	総務交通室	R7.8.1	R7.8.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	ペットボトル回収について	<p>ペットボトルの拠点回収が非常に不便です。仕事終わりの時間ですと回収時間が終わっており毎回大量にペットボトルが溜まってしまいます。もっと長い時間回収可能にして欲しいです。</p> <p>後ペットボトルの回収ボックスの口が小さいため数本ずつしか入れず捨てるのに時間がかかり困っています。</p> <p>大きなゴミ袋1回で入るくらいのサイズの口にして欲しいです</p>	<p>本市における、ペットボトルの回収は、市民の皆様には拠点回収でのリサイクルにご理解とご協力をお願いをしています。拠点場所につきましては、公共施設、事業所等の協力のもと、市内に114箇所ございます。その他、スーパーや事業所等で、自主回収による資源化を実施しています。</p> <p>なお、拠点場所に持ち込める時間については、各拠点の開館時間または営業時間に準じており、個々のご事情で拠点場所に持ち込むことが困難な場合は、燃焼ごみとして出してください。燃焼ごみとして焼却処理を行った場合でも、焼却熱を利用して発電するサーマルリサイクルを行っています。</p> <p>また、回収ボックスについては、設置している施設の状況に応じた大きさの物を設置していますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>回収容器設置場所につきましては、下記ホームページよりご確認くださいだけです。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018418/1018421/1015187.html</p>	事業課	R7.7.31	R7.8.6
4	歩道にはみ出ている木について	<p>佐井寺南が丘公園の北側、〇〇と〇〇の間に位置するマンション(〇〇)敷地内の樹木が歩道へ大きく張り出し、通行が困難な状況となっています。</p> <p>交差点に面していて、なおかつ自転車利用者も多いため、信号待ちの自転車と張り出した枝葉が重なり、歩行者が通れなくなることが度々あります。特に枝がかなり低い位置まで垂れ下がっており、小さな子どもの目に触れる可能性もあり危険に感じています。</p> <p>市の管理外かと存じますが、当該マンションの管理会社等へ剪定の指導をしていただけませんか。</p>	<p>現地確認し、既に当該の樹木は剪定されていました。</p>	道路室	R7.8.1	R7.8.6

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	共同親権に関する民法改正の周知徹底および自治体ホームページでの情報掲載についてのお願い	<p>吹田市長様</p> <p>私は娘が吹田市在住ながら、現状単独親権制度の不条理により、親子断絶を強いられている父親です。</p> <p>来年2026年5月に施行が予定されている、いわゆる「共同親権制度」に関する民法改正につきましては、親子関係に直結する極めて重要な制度変更であり、社会的にも大きな関心が寄せられております。</p> <p>昨年2024年12月23日付で文部科学省より各都道府県および教育委員会宛に通知が送付されたと承知しておりますが、現時点において、その周知が十分に進んでおりません。</p> <p>この点につきましては、2025年5月15日の参議院法務委員会において、鈴木馨祐法務大臣より、以下のようなご答弁がなされております：</p> <p>「ご指摘の民法の改正法でありますけれども、この円滑な施行、この観点から、学校教育の現場も含めてですね、関係諸機関に対する周知、広報の重要性、これ極めて大事だと我々は認識をしております。」</p> <p>円滑な制度施行のためには、学校現場や教育委員会、自治体窓口など、国民と最も近い現場での適切な周知と広報活動が必要不可欠です。</p> <p>また、本改正の背景には、単独親権制度のもとで発生していた「実子誘拐」や「引き離し」に関する深刻な国際的・国内的問題が存在しています。片方の親が他方の同意なく一方的に子どもを連れ去り、結果としてもう一方の親との交流が断たれるというケースが多発し、人権問題としても国際社会から日本は度重なる勧告を受けてきました。本改正法は、親同士の協議と合意形成を促し、子どもの最善の利益を中心とした共同養育の実現をめざす制度改革です。この趣旨を国民に正しく伝え、誤解や混乱を避けるためにも、下記のような事例に倣い、改めてのHP上での通知・周知徹底をお願い申し上げます。</p> <p>【参考事例】 横須賀市 民法等の一部改正法(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3915/rikongo_konoyoiku.html</p> <p>また、東京都世田谷区、堺市、福生市、船橋市、茂原市、その他多くの自治体でもHPの掲載が完了しております。制度の趣旨を正確に伝え、施行後に家庭や学校、地域の現場で混乱なく円滑な運用されるよう、貴自治体における周知・共有・研修の推進をお願い申し上げます。何卒ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p>吹田市子育て給付課ひとり親支援担当です。 いただきました御意見について、回答させていただきます。</p> <p>民法等の一部改正については、本市ホームページでも下記のページの「関連情報欄」に掲載しております。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018221/1005613.html</p> <p>今後も国の動向を注視し、制度周知等に努めて参りますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	子育て給付課	R7.8.4	R7.8.7

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について5	<p>【質問1】 > 回答1)御意見として承ります。</p> <p>その回答に対しては、2回目の質問ですでに以下のように返答しています。</p> <p>> 前回のご回答において「意見として承る」との表現がありましたが、これは私の指摘を「多様な意見の一つ」に過ぎないかのように扱い、必ずしも対応する必要はないとする姿勢に見受けられます。</p> <p>> しかし、私が述べたのは単なる好みや主観的な感想ではなく、公的資料の記載内容に客観的な問題があるとする指摘です。したがって、行政としては、その指摘が妥当であるかどうかを判断し、妥当であるなら修正する責任があります。</p> <p>> 今回の指摘はいずれも資料の内容を読めば容易に判断可能なものであり、検討に時間を要する性質のものではありません。</p> <p>同じ回答をくり返すということは、こちらの意見にまともに返答しようとしていないことを意味します。誠実さに欠ける対応です。</p> <p>つきましては、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」にお答えください。2回目の回答で「問題ない」と述べたのですから、答えられる筈です。</p> <p>【質問2】 > 市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。</p> <p>「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではいけないのかご説明ください。</p> <p>「市政に関する情報を提供する目的」であるならば、より実態に近い比較を行うべきです。実態と乖離した比較は、市民を誤認させます。</p>	<p>御質問いただきました、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について3、質問1「なぜ期末手当を記載しないことが誤解を招かないと判断できるのか」の回答で、すでに回答させていただいております。</p> <p>御質問いただきました、「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではいけないのかご説明ください。」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について4「「市政に関する情報を提供する考え」であるならば、なぜ比較対象は「市内で働く人の平均給与額」にならないのでしょうか。」の回答において、すでに回答させていただいております。</p>	人事室	R7.7.28	R7.8.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	ニコチン・ハイ ヴン吹田11	<p>市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を18件見かけました。それぞれ対応とその内容の回答を願います。</p> <p>(1) 下記の9つの店内禁煙の飲食店 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇〇〇 吹田市〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 それぞれ店頭で禁煙標識の掲示がなく、府条例9条違反なので、掲示 するよう指導願う。 〇〇は、扉の向こう側、店内に掲示しているようだが、主たる出入口 の見やすい箇所とはいえないと思う。</p> <p>(2) 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 喫煙目的店の標識は撤去されていたが、禁煙標識の掲示がなく、府条 例9条違反なので、掲示するよう指導願う。 HPも喫煙可のまままで修正されていない。 客席面積83平米なのだから府条例に従い禁煙とする他ない。</p> <p>(3) 吹田市〇〇丁目〇〇〇 食べログにはオープン日2024年10月28日とあるが、全席喫煙可と もある。</p>	<p>(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 〇〇については、喫煙可能店として営業されている店舗であり、標 識の掲示について確認したところ掲示をしていないとのことでしたの で、喫煙可能店の標識の掲示をするよう指導しました。</p> <p>(2)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、HPの修正についても依頼しました。</p> <p>(3)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。</p> <p>(4)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。</p> <p>(5)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、食べログについても修正するよう依頼しました。</p>	健康まちづ くり室	R7.7.29	R7.8.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>出入口に喫煙のマークがあり、20歳未満立入禁止の表示はない(写真参照)。 府条例9条に従い、禁煙の標識を掲示し、健康増進法に従い、禁煙で営業するよう指導願います。</p> <p>(4) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 店頭で標識が何もなかった。 食べログには全席喫煙可とあるが、45席あるとも書いてあるので、客席面積30平米超だろう。 府条例に違反するので、9条に従い禁煙の標識を掲示し、禁煙で営業するよう指導助言願う。</p> <p>(5) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログによると全席喫煙可となっているが、店頭で標識類はない。店の外に灰皿が設置されているので、店内は禁煙になっているのかと推測する。 府条例9条違反なので、禁煙の標識を掲示するよう指導願う。 食べログも修正するよう指導されたい。</p> <p>(6) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログには54席あると書いてあるのに、喫煙可能店の標識を掲示していた(写真参照)。 客席面積30平米超は自明なので、府条例違反である。 禁煙の標識に貼り替えて禁煙で営業するよう指導されたい。 悪質なことにアルバイト募集をするまでである。</p> <p>(7) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 喫煙可能店の届出を出して、店内のテーブルに灰皿はあるが、店頭で標識が見当たらなかった(写真参照)。 健康増進法33条2項違反なので、是正を指導願います。</p> <p>(8) 以前通報した施設だが、是正されていなかった。施設名と違反事項を市民に公表して欲しい。 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(6)について 当該店舗については客席面積が30㎡以下であることを図面で確認し、喫煙可能店の届出の提出をいただいております。 また、大阪府受動喫煙防止条例により、従業員を雇用する飲食店は屋内禁煙に努める努力義務規定がある旨を説明し、協力を依頼しました。</p> <p>(7)について 当該店舗に連絡し、喫煙可能店として営業する店舗は出入りに喫煙可能店ということが分かる標識を掲示する義務があることを説明し、掲示するように指導しました。</p> <p>(8)について 状況を確認し、必要に応じて指導等の対応を行ってまいります。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	万博招待事業について	<p>周りの市町村では関西万博の夏パスが無料で配られているようですが、吹田市の住民はどうしてもらえないのでしょうか。子供が3人居ますが関西万博の開催をとっても楽しみにしていました。電車で1時間ほどの距離で開催されており、子供達にとっては二度とない貴重な体験だと思いますが、どうして吹田市はその様な事業に賛同出来ないのでしょうか。</p> <p>10月にはもう終わってしまうのに大変残念です。子供達の貴重な学びの体験を無駄にしないで頂きたいです。万博のような体験が子供達の将来の夢や日本の未来の発展につながるというのに本当に残念です。</p>	<p>万博子ども招待事業につきましては、大阪府内の子どもたちを対象にチケットを配付するもので、大阪府配付分(子ども招待一日券)と市町村配付分に分けられます。</p> <p>2025年大阪・関西万博の開催は子どもの教育にとって貴重な機会だと考えておりますが、学校教育活動の一環として大阪府配付から子ども招待一日券が配付されていることを鑑み、本市では大阪府配付分に追加する形で市町村配付(子ども招待一日券または招待夏バス)は実施しておりません。</p> <p>御期待に添えず申し訳ございませんが、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	シティプロモーション推進室	R7.8.4	R7.8.12
9	ゆらら藤白台バス停付近での迷惑喫煙について	<p>5月31日17時00分頃、ゆらら藤白台バス停付近で上は白のシャツ、下は黒のズボンを履いて髭を生やした色黒の40~60代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>バス停付近は禁煙だ。</p> <p>巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まったの喫煙も全面禁止にしてほしい。</p>	<p>ご指摘の地点は、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まったの喫煙は条例違反に該当しません。</p> <p>条例違反行為に対し、今後も粘り強く啓発活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13
10	大阪モノレール山田駅付近での迷惑喫煙について	<p>6月15日15時58分頃、大阪モノレール山田駅付近の通路で上は黄色と黒のチェックシャツ、下は青のジーパンを履いた50~70代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>駅周辺は禁煙だ。</p> <p>巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まったの喫煙も全面禁止にしてほしい。</p>	<p>ご指摘の地点は、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まったの喫煙は条例違反に該当しません。</p> <p>条例違反行為に対し、今後も粘り強く啓発活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13
11	北千里の公社2棟での迷惑喫煙について	<p>6月18日18時36分頃、北千里の公社2棟付近のベンチで上は緑のシャツ、下は青のジーパンを履いて帽子をかぶった60~80代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まったの喫煙も全面禁止にしてほしい。</p>	<p>ご指摘の地点は、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まったの喫煙は条例違反に該当しません。</p> <p>条例違反行為に対し、今後も粘り強く啓発活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	北千里駅の府道119号の交差点付近での迷惑喫煙について	<p>7月20日16時37分頃、北千里駅の府道119号の交差点付近(高架下のところ)で上は黒のシャツ、下は青の半ズボンのジーパンを履いて50・70代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まっでの喫煙も全面禁止にしてほしい。</p>	<p>ご報告いただいた内容は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13
13	北千里駅のイオン前での男2人による喧嘩について(治安悪すぎ)	<p>8月6日19時10分頃、北千里駅のイオン前で突然男(青いカッターシャツ、グレーのズボン、黒のリュックで白髪混じりの50~60代くらい)が大声で怒鳴りだしもう一人の男性の胸を小突いて喧嘩が始まりました。 するとバス停でバスを待っていた正義感のある男性が仲裁に入りましたが、喧嘩は収まらずみんな何事かと見ていました。</p> <p>その後二人はイオン北千里店に入って行った様子でその場からは消えました。また、警察官のバイクが直後に通りましたがバスが死角になってたのと2人はイオンの店内に消えていたので警察も役に立ちませんでした。</p> <p>前から言っているが、北千里ではこのような輩が増えている、再開発をするなら姫路駅前のように再開発をすることで治安改善してほしいです。これでは警察がいくらパトロールをしても安心して暮らせません。</p> <p>再開発で2012年以前の安全な北千里を取り戻して下さい。</p>	<p>治安に関するご意見につきましては、本市としても、北千里駅周辺活性化ビジョンにおいて「安心安全の視点」を掲げており、地区センターの再整備にあたっては、防犯に対する取組も必要と認識しています。</p> <p>当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R7.8.7	R7.8.14
14	北千里再開発に伴うイオン北千里店について	<p>北千里再開発の意見交換会に出たのですが、イオン北千里店については触れられていませんでした。</p> <p>また、カットパースや鳥瞰図にも載っていませんでしたがイオン北千里店は再開発のときに撤退するのでしょうか？7階建ての複合施設なのでなくなると困ります。イオン北千里店は絶対に残してください。</p>	<p>北千里駅前まちづくり意見交換会へご参加いただきありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>現在、北千里駅前につきましては、市街地再開発事業による再整備に向け、地権者で組織する北千里駅前地区市街地再開発準備組合(以下「準備組合」)において検討を進めておられるところです。</p> <p>ご意見いただきましたディオス北千里7番館(イオン北千里)につきましては、市街地再開発事業の予定区域内に含まれており、他の施設と併せて一体的な再整備を検討しておりますが、再整備後の店舗等の構成については現時点では未定でございます。</p> <p>店舗等の構成につきましては、今後、準備組合において、地域ニーズや地権者の意向、周辺商業施設の立地状況などを踏まえ、検討が進められます。</p>	計画調整室	R7.8.4	R7.8.14

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	手すり設置の御願	<p>千里南公園の北東側の階段上に5種類の運動器具が設置されていますが、階段が変形丸石の為、7段の階段でも老人には大変に危ない階段です。丸石につまずいて転倒された話も聞きます。そこで、転倒防止の為、階段に手すりの設置をよろしく願っています。</p>	<p>市内の公園においては、バリアフリー上必要な階段やスロープに優先して手すりを設置しております。 ご要望いただいた千里南公園の健康遊具ゾーンについては、幅広い世代での利用者も多く、立地など周辺の状況から判断し、階段への手すり設置について前向きに検討させていただきます。</p>	公園みどり室	R7.8.4	R7.8.15
16	市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください	<p>令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答24にて、 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/page/001/039/236/R7.6.pdf 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控えLNo.260の回答がない件について</p> <p>・市民の声 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。</p> <p>・市の回答 障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。</p>	<p>「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。 まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。</p>	障がい福祉室	R7.8.4	R7.8.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはありません。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>上記のような回答がありましたが、その後も市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知は確認できず、不便が解消されていません。</p> <p>・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。 追加できないのであれば、できない理由を説明してください。 またこれまで議論をされたのかどうか教えてください。</p> <p>・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	吹田市不登校ポータルサイトに最新情報が反映されない件について	<p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室へ令和7年3月27日より修正を依頼していますが、現時点で最新情報が反映されていません。 また進捗状況を問い合わせても回答がなく、放置されています。適切に対応してください。</p> <p>経緯は以下をご確認ください。</p> <p>〇〇 8月2日(土) 10:33 (1 日前) To 吹田市</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>メールをお送りしてから、2週間経過しそうですが、反応がありません。 放置されているのでしょうか。</p> <p>非常に残念です。</p> <p>2025年7月20日(日) 9:23 〇〇</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>その後、2ヶ月経過しましたが、まだでしょうか。</p>	<p>返信が遅くなり、また、長いお時間を頂戴し、申し訳ございませんでした。</p> <p>関係室課との調整が終わりましたので、令和7年8月14日付で不登校ポータルサイトを更新したことをお知らせいたします。</p> <p>なお、ハンドブックについては最新の取組等を反映するための調整を実施しております。改訂が完了次第、更新する予定となっておりますので、今しばらくお時間頂戴することについてご了承願います。</p>	学校教育室	R7.8.4	R7.8.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>忘れられているのではないかと懸念がありますので、中間報告だけでもいただけないでしょうか？</p> <p>2025年5月15日(木) 0:02 ○○ 吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>ご連絡ありがとうございます。 関係機関と調整中とのこと承知しました。 では、更新されるまでお待ちしますので、更新されたましたらお知らせください。</p> <p>お返事なければ、市民の声へ投稿しようと考えていました。 業務多忙とは思いますが、最初のお返事だけでは更新されるのかどうか明記がなく、また返事がありませんと、メールが届いているのか、対応する気があるのかも分かりませんので、こちらが催促しなくても、最初から、調整中である旨の連絡をいただければと思います。</p> <p>催促するのも時間の無駄ですので、一定期間、回答に時間を要するのであれば、その旨だけでもお知らせください。</p> <p>以上、ご連絡までに。</p> <p>2025年5月14日(水) 17:08 吹田市 学校教育室 kyo.sido@city.suita.osaka.jp ○○様</p> <p>平素より、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 返信が遅くなり、申し訳ございませんでした。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>現在、更新内容について関係室課との調整中であり、しばらくお時間いただいております。</p> <p>くり返しとなりますが、市民の皆様へ提供すべき情報につきましては、わかりやすく最新のものにすべきであると考えておりますので、今後も適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>〇〇 5月6日(火) 12:37 To 吹田市教育委員会学校教育部学校教育室</p> <p>その後、1ヶ月が経過しましたが、変更がありません。</p> <p>ご連絡をお願いします。</p> <p>2025年4月4日(金) 20:11 〇〇</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>ご連絡ありがとうございます。 現時点でホームページの該当箇所を確認すると文言やリンク先が修正されていないように見えるのですが、どういうことでしょうか？ 修正でき次第、最新のホームページのリンク先をお知らせください。</p> <p>2025年4月4日(金) 16:10 吹田市教育委員会学校教育部学校教育室kyo_sido@city.suita.osaka.jp 〇〇様</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>平素より、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、3月27日付のメールでいただいた標記の件につきましては、貴重な御意見を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>市民の皆様提供すべき情報につきましては、わかりやすく最新のものにすべきであると考えておりますので、今後も適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>こちらは吹田市です。 ホームページから問い合わせをいただきありがとうございました。</p> <p>【受付日時】: 2025-03-27 22:41:42 【参照元URL】: https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1018294/1029927.html</p> <p><市からの回答> 回答を希望する</p> <p><お名前> 〇〇</p> <p><フリガナ></p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p><メールアドレス(回答希望の場合:必須)> ○○</p> <p><ご住所> 郵便番号: 都道府県: 大阪府 住所1: 住所2:</p> <p><電話番号></p> <p><FAX番号></p> <p><件名> 子育て政策室→すこやか親子室</p> <p><お問い合わせ内容> 部署が変更されたのに名称やリンク先が変更されていません。 吹田市版 学校へ行きづらい子供を支える保護者向けハンドブック も同様に更新されていません。</p> <p>該当のページまで辿り着くのに時間を要しましたので、改善してください。 同様に他にも最新になっていない箇所は修正してください。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	もくもくの里 利用予約に関して	<p>このたび、「もくもくの里」を予約しておりましたが、当日、大雨警報の影響によりやむを得ずキャンセルのご連絡を差し上げました。当日キャンセルということでご迷惑をおかけしたことは承知しておりますが、電話対応された男性職員の方のご対応が非常に不快なものであったため、この場を借りて意見を申し上げます。</p> <p>日程の変更をお願いした際には、「日程変更はできません」「利用取消届を早急にFAXで送ってください」と、一方的な対応をされました。</p> <p>こちらが「FAXがないため、郵送で利用取消届と利用申込を送ることで1回で済ませたい」と申し出たところ、「とにかく利用取消届をホームページからダウンロードして早急に送ってください。食事を申し込んでないのなら、以上です。それからでないと申込は受け付けません。」と言われ、こちらの状況や意図にはまったく耳を傾けていただけませんでした。</p> <p>市のサービスでありながら、対応が極めて不親切で高圧的。利用者目線が著しく欠けていると感じました。</p> <p>また、申込・取消の手続きが「電話で確認し、申込書をFAXか郵送のみ」で、柔軟な対応がなされないのも非常に不便です。</p> <p>キャンセルと再予約を一度に済ませられるような運用や、FAXを使えない利用者への配慮(たとえば、EメールやWebフォームの活用)など、改善の余地が多いのではないかと考えます。</p> <p>利用者が気持ちよく市の施設を活用できるよう、今後のサービス改善を強く要望いたします。</p>	<p>平素より当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。 ご指摘いただきました件につきまして、当該職員及び施設長に事実確認を行い、今後は同様のことが起らぬよう、全施設職員に対して電話対応マナーの再確認をするよう指導しました。引き続き、利用者の皆様へより良いサービスが提供できるよう、努めてまいります。</p> <p>施設の利用申請及び取消申請の提出方法につきましては、郵送とFAXに加え、吹田市立自然の家のホームページに書類提出フォームを設けており、事前連絡は必要となりますが、インターネットからの各種申請書類の提出を承っております。</p> <p>また、当該施設は、使用許可申請書の交付を受けたのちにキャンセルされる際、使用取消届を提出いただくことになっております。そのため、日程変更を希望する場合は、まず使用取消届を施設へ提出したのち、新しい利用希望日で再度使用許可申請書を提出しいただく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>今後とも、利用者の皆様が気持ちよく利用できるサービス提供に努めてまいります。</p>	青少年室	R7.8.12	R7.8.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会3	<p>■【質問1】について</p> <p>こちらの質問にご回答いただいております。以下の質問にご回答ください。</p> <p>> 「地域自立支援協議会が10年以上開催されていないが、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。</p> <p>> これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。</p> <p>> つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。</p> <p>「責任を取る」とは、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを指します。</p> <p>■【質問2】について</p> <p>> 意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。</p> <p>こちらの質問は</p>	<p>【質問1】について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条9項で「市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」との規定のとおり、意見聴取につきましては、努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。</p> <p>【質問2】について</p> <p>整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示した規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。</p> <p>【質問3】について</p> <p>「当事者会の委員14名について」につきましては、様々な御意見をいただきましたが、当事者会において、当該任期は14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております。また、「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R7.8.5	R7.8.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>> 地域自立支援協議会の活動により、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示ください。 です。「自立支援協議会の活動の一環」かどうかは論点ではありません。 意見を聴取するだけなら会議体である必要性はありません。</p> <p>“地域自立支援協議会の活動により”、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示ください。 その整備がどのような過程を経て実施されたかが議事録で確認できるものに限ります。その該当箇所を併せてお示ください。</p> <p>■【質問3】について</p> <p>●当事者会の委員14名について 私が指摘した議事録の修正点の一つは、令和4年4月当事者会定例会で「応募者14名全員を委員とする」という結論は出ていないということ。実際には市職員がうやむやにしたまま終わり、議事録で「14名に決定した」と勝手に決定されました。 このことは定例会とメールの両方で指摘しております。 この点を修正していない理由をお教えてください。</p> <p>●他の議事録も変更されています 令和4年9月定例会などの議事録も、 ・参加者の名前が消えている ・内容が大幅に削減されている など大幅な変更があります。何の説明もなく議事録を修正するのは、公文書の扱いが雑と言わざるを得ません。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

20	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>居宅訪問保育の導入について</p>	<p>私は現在、就労を理由に貴市より保育の必要性の認定(3号認定)を受けている保護者です。子は人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重度心身障害児です。</p> <p>このたび、私の子が認可保育園の入園を希望したものの、保育幼稚園室からの連携・情報提供不足や、吹田市として医療的ケアの対応ができない事、吹田市の保育施設の建物の設計等を理由に受け入れが叶わず、さらに療育目的での利用を希望していた「児童発達支援センター わかたけ園」からも入園を断られ、極めて深刻な保育困難状態に置かれています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、「居宅訪問型保育」の制度の利用を申し出たところ、保育幼稚園室の〇〇様より、現状では吹田市に制度が存在しないとのご回答をいただきました。</p> <p>以下の点から私はこの対応に対して強く異議を申し立て、制度整備または代替措置の実施をお願いしたく、ご連絡を差し上げた次第です。</p> <p>---</p> <p>【異議の根拠】</p> <p>1. 法的根拠に基づく保育提供責任 子ども・子育て支援法第24条において、市町村は保育の必要な子どもに対して「適切な保育を受ける機会を確保する責務」を有すると明記されています。 私の子は3号認定を受けており、保育を受ける権利を法的に保障されている状態にあります。</p>	<p>・居宅訪問型保育の制度導入または試行的な措置の実施 ・対象となる事業者の個別マッチング、もしくは代替制度の公費支援等の検討 ・吹田市としての今後の地域型保育整備計画(特に居宅訪問型保育)に関するご回答</p> <p>本市では、子ども・子育て支援事業計画等において待機児童及び未利用児童の解消を喫緊に解消すべき課題として位置付け、保育所や認定こども園等の施設整備による提供量の確保に注力しているところでございます。そのため、御要望の居宅訪問型保育事業につきましては、現状では試行的な措置等の実施を含めて検討いたしておりません。</p> <p>しかしながら、このたび頂戴しました御要望につきましては、本市としても真摯に受け止めるとともに、今後の保育事業の展開における課題として位置付け、認可外施設など民間事業者の動向等も考慮しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。</p> <p>また、御世帯が非常に困難な状況に置かれていることを考慮しますと、この度の御要望に添えず、本市としても誠に心苦しいところではございますが、以前から御案内しておりますとおり、認可外の居宅訪問型保育事業者の御利用について、何卒御検討くださいますようよろしくお願い申し上げます。 (担当:保育幼稚園室)</p> <p>・児童発達支援センターへのアクセスが叶わないケースにおける、療育支援・代替手段のご提示について こども発達支援センター及び吹田療育園では居宅訪問型の事業を実施していませんが、障害児通所サービスとして居宅訪問型児童発達支援や、障がい福祉サービスとして短期入所制度がございます。</p>	<p>保育幼稚園室、こども発達支援センター</p>	<p>R7.8.6</p>	<p>R7.8.19</p>

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
	<p>集団保育に適応できない理由があり、保育所および療育施設の双方に断られた現状では、居宅訪問型保育は極めて合理的かつ必要な選択肢です。</p> <p>2. 制度として明確に位置づけられた保育形態であること 居宅訪問型保育は、子ども・子育て支援法施行令第8条の8に明記された「地域型保育事業」の一形態であり、厚生労働省の通知でも、保育所に通えない特段の事情のある子どもへの代替的保育手段として制度化が奨励されています。全国の他自治体でもすでに制度化・実施されており、吹田市が制度を整備していない理由、またその対応方針について明確な説明が求められます。</p> <p>3. 大阪府の方針との整合性 大阪府では、地域型保育事業の充実を市町村に求めており、居宅訪問型保育もその一環として示されています。同府の方針を踏まえても、現状のままでは本市における保育の選択肢が極端に限られており、結果として3号認定児の保育の機会が事実上閉ざされている状態です。</p> <p>---</p> <p>以上の理由から、私は以下の対応をお願い申し上げます：</p> <ul style="list-style-type: none"> - **居宅訪問型保育の制度導入または試行的な措置の実施** - **対象となる事業者の個別マッチング、もしくは代替制度の公費支援等の検討** - **吹田市としての今後の地域型保育整備計画(特に居宅訪問型保育)に関するご回答** - **児童発達支援センターへのアクセスが叶わないケースにおける、療育支援・代替手段のご提示** <p>困難な状況に置かれている親子に対して、公平かつ柔軟な対応をお願い申し上げます。</p> <p>お忙しい中とは存じますが、誠実なご回答をいただけましたら幸いです。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>	<p>また、大阪府吹田子ども家庭センターでは、医療型障害児入所施設について保護者からの御相談を受け付けております。居宅訪問型児童発達支援や短期入所を実施している事業所や利用日数については、御契約されている相談支援専門員に御相談ください。また、医療型障害児入所施設については大阪府吹田子ども家庭センター(06-6389-3526)にご相談ください。 (担当:こども発達支援センター)</p>				
21	給食センターについて	摂津市に建設する給食センターについて、再度説明会をすべき！	食の実装施設として給食調理機能を有する第2アライアンス棟(第I期)の整備・運営事業については、現在事業者の公募手続きを進めており、公募に係る適正性の確保等のため、同事業に係る説明会の開催は、事業者の決定後を予定しております。	健康まちづくり室	R7.8.12	R7.8.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

22	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	ニコチン・ハイ ヴン吹田12	<p>市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」とい う。)違反を31件見かけました。 それぞれ対応とその内容の回答を願います。</p> <p>(1) 下記の店内禁煙の飲食店29件 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇〇〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇</p>	<p>(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、については、すでに掲示済みであることを 確認しました。 「〇〇」については、喫煙可能店の要件を満たしていることを確認し ましたので、届出の提出及びその旨がわかる標識を掲示するよう指導 しました。 「〇〇」、「〇〇」については、喫煙専用室を設置していることが確認 できたため、その旨がわかる標識の掲示をするよう指導しました。 「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」につい ては、連絡がつかなかったため改善を求める内容の文書を送付します。</p> <p>(2)について 当該店舗に連絡したところ、喫煙可能店の要件を満たしていること を確認しましたので、届出の提出及びその旨がわかる標識の掲示をす るよう指導しました。</p> <p>(3)について 当該店舗に連絡し、喫煙器具の撤去をするよう指導しました。</p>	健康まちづ くり室	R7.8.14	R7.8.27

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示していなかった。 府条例9条違反なので掲示するよう指導助言願う。</p> <p>(2) 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 店内客席で加熱式タバコを吸う女性がいたが、店頭で標識類は何もなく、高校生のアルバイト募集をするまでである(写真参照)。 食べログによると40席あるとのことなので当然客席面積30平米は超えてと思う。 府条例に従い禁煙とし、その旨の標識を掲示するよう指導されたい。</p> <p>(3) 吹田市〇〇丁目〇〇〇 店の出入口前に灰皿を設置し、喫煙所としているが、同所は屋内である(写真参照)。 健康増進法30条違反なので、撤去するよう指導されたい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

23	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	北千里再開発に伴うイオン北千里店について(その2)	<p>去年、北千里再開発の意見交換会に出たのですが、現在、北千里駅前につきましては、市街地再開発事業による再整備に向け、地権者で組織する北千里駅前地区市街地再開発準備組合(以下「準備組合」)において検討を進めておられるところです。</p> <p>ご意見いただきましたディオス北千里7番館(イオン北千里)につきましては、市街地再開発事業の予定区域内に含まれており、他の施設と併せて一体的な再整備を検討しておりますが、再整備後の店舗等の構成については現時点では未定でございます。</p> <p>店舗等の構成につきましては、今後、準備組合において、地域ニーズや地権者の意向、周辺商業施設の立地状況などを踏まえ、検討が進められます。</p> <p>とありますが、そもそも北千里にはオアシスとピーコック、イオンの3つのスーパーがあり便利でした。</p> <p>もし再開発するならイオンが入ってほしいと言いましたが、ピーコックも入ってほしいと思います。ピーコックは高級で、お肉が特においしかったので絶対入ってほしい。特に北千里のピーコックで夕方、鹿児島県産サーロインステーキの半額のシールが貼られたとたん、争奪戦になったほどだ。周辺の商業施設の状況を考えるなら、今はピーコックは大阪に全くないようなので復活してほしい(すべてコーヨーに変わったとのこと)。</p> <p>再開発後はおそらく5階建てとのことなので、1階にピーコックの食品売り場とイオンの食品売り場、そして2階より上にはイオン系列の日用品、衣料品、文具や暮らしの品等が買える店舗を誘致してください。そして再開発するくらいなので関西初出店や日本初出店のスーパーなどを別で数店舗入れるのも面白いと思います。</p> <p>ピーコックやイオンが入ることで、よくわからない変なスーパーが入るよりよほどマシだと思います。</p> <p>さらに言うと動線も重要で、箕面キューズモールのようにわかりにくい構造では人も来ません。エキスポシティのようにグルッと回るタイプだと広さの割に分かりやすそうです。</p> <p>まあ北千里はそこまで規模はないですから示してある外観のように作ればいいと思います。</p> <p>あと、飲食店、カフェ、スーパー(できれば5店舗くらい)、雑貨屋(100均では客層が悪くなるので、100均ではなく3coinsくらいのもう少し高級なもの)、服屋、日用品店舗、衣料品店舗、暮らしの品の店舗、医療機関、銀行(ATMつき)、郵便局、交番(できれば警察署の分署的な3階建てくらいの建物)、エンタメ施設、コワーキングスペース、国際交流カフェ等、まんべんなく入ってほしいです。</p> <p>カフェや飲食店ではミスドとスタバは絶対入ってほしいですね。</p> <p>最後に1つ質問ですが、再開発地域の範囲に阪急オアシスは含まれていますか?含まれているならオアシスも残してほしいです。</p>	<p>前回の回答と重複する部分もございますが、ご容赦ください。</p> <p>市街地再開発事業後の店舗等の構成やテナントの誘致などにつきましては、現時点では未定ですが、今後、準備組合において、地域ニーズや地権者の意向、周辺商業施設の立地状況などを踏まえ、持続可能で魅力的な商業施設の整備に向け、検討が進められます。</p> <p>また、施設の動線計画につきましては、本市が北千里駅周辺活性化ビジョンに掲げる「歩行者空間の連続性」や「回遊性の向上」などの観点を踏まえ、今後、準備組合において、具体的な施設設計に向けて検討されていくものとなります。</p> <p>阪急オアシスにつきましては、市街地再開発事業の予定区域外であり、営業継続の検討などは、当該事業には含まれておりません。</p> <p>当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R7.8.18	R7.8.27

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。	<p>南千里駅北の「済生会千里病院」前の交差点内の阪急電車高架、橋脚前に自動車の衝突防止のための反射板がありますが、手前の草が伸びて、反射板を遮り機能していません。⇒除草が必要。 ⇒添付画像。C45-南千里、阪急電鉄の橋脚前の反射板。植物が遮蔽</p> <p>※吹田市の道路管理庁舎の近くです。毎日のように業務での自動車で通行しておられるのなら、気づいてほしい事象です。 ⇒回答時に、除草後の画像を添付願います。 ※危機管理室および教育委員会に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。について、支障木を8月28日に撤去いたしました。</p> <p>作業後写真も添付しています。 ご要望ありがとうございました。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	道路室	R7.8.27	R7.8.28